

合同WG（機構会社WG・土地地上権WG）議事メモ

平成17年3月8日

（議事内容）

（機構と会社の取引）

[会社から機構への取引価額の範囲と会社及び機構での会計処理]

会社は、直接工事費、用地費、補償費、建設中金利、原価計算基準において原価算入することが認められた間接費の他、一般管理費、既存道路の除却工事費用、寄付した付替道水路の土地代、関連公共施設等整備助成金など、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用として債務引受の対象となるものは、全て取引価額に含めるものとする。

機構では、取引条件として明細が明示されていることを前提に、取引価額のうち、直接工事費、用地費、補償費、建設中金利、原価計算基準において原価算入することが認められた間接費を基本として算定した価額等を道路資産の取得原価に含めることとし、一般管理費等、開始貸借対照表作成時に取得原価に算入されていなかったものは、期間費用として処理することとする。なお、建設中金利に関しては、非償却資産分については道路資産の取得原価に含めず、償却資産分についても供用開始前の建設費等も算定して料金設定を行った場合には取得原価に含めない。

会社は、株式会社であるため路線毎の工事の進捗状況を財務情報として開示する予定はないにしても、機構では、会社での路線毎の工事の進捗状況を例えば、協定（路線毎の債務引受額）をフォローするなど何らかの情報を開示する必要がある。

[一般管理費等の会社での会計処理]

会社において発生する道路事業に係る一般管理費、既存道路の除却工事費用、寄付した付替道水路の土地代、関連公共施設等整備助成金、建設中金利などの費用について、会社の棚卸資産（仕掛道路資産）とする。

（共通経費、金利、共用資産の配賦方法）

[共通経費・金利の配賦方法]

会社の共通経費・金利の配賦方法は以下の通りとする。

(1) 一般管理費

配賦単位：高速道路事業の建設事業・維持管理事業とその他事業（事業毎）に配賦する。

配賦方法：費目・科目毎に勤務時間比、人員比、経営資産金額比、面積比又はその他合理的な割合により適正な配賦基準を設定する。

(2) 金利（建設中の金利を除く）

配賦単位：高速道路事業の維持管理事業（施設の更新等）とその他事業（事業毎）に配賦する。

配賦方法：実際発生額を各事業の用に直接供する固定資産金額比等の合理的な割合により配賦する。

[共用資産の配賦方法]

会社の共用資産については、高速道路事業とその他事業とに分割整理することを原則とし、分割基準は、専属固定資産の価額、従業員数、使用面積等合理的な基準によることとする。なお、本社、支社局、宿舍等、直接建設・維持管理運営の用に供しないもので、分割整理することが妥当でない認められる固定資産については、各事業共用固定資産に一括して計上することができるものとする。

（その他会計基準に関する課題）

[取替法]

取替法の採用も認められるものと考えられる。

対象資産は、連続する構築物、例えば、舗装、防護柵、ケーブル、照明設備などが考えられる。

以 上